

五監公告第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫

佐 藤 渉

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3. 監査の対象

五泉市ごせん桜アロマ工房
（指定管理者 一般社団法人 五泉市観光協会）

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

4. 監査の範囲

令和2年度出納その他の事務の執行状況

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和2年9月30日～令和2年10月28日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は法令等に適合し当該施設の設置目的に沿っておおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき、又は同条第15項の規定により当該勧告に基づき必要な措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 工場の休館日について、五泉市ごせん桜アロマ工房条例施行規則の規定による所定の手続きがなされていない。同規則に基づく適正な事務処理に努められたい。
- ② 廃棄物処理及び機械警備業務の再委託の契約書において、契約期間の自動更新条項による契約が締結されている。基本協定書には、指定管理者が自ら行うことが困難な業務については、あらかじめ市長の承認を得た上で、第三者に委託等することができる旨規定されており、加えて後年度予算の裏づけの無い契約では、自動更新条項を設けられないことから、速やかに契約変更の対応をされたい。
また、今年度の「再委託に関する承認申請書」には、桜花摘み業務が記載されているが、その業務の契約が締結されていない。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づく官民協働により成り立っている。「桜の魅力「愛でる・香る・食す」を融合した「さくら産業」を「五泉市」から発信」するため、より一層の啓発・誘客に努めていただきたい。